

令和4年第10回定例教育委員会会議録

1 開催日	令和4年10月24日(月)	
2 開催場所	市役所東庁舎本会議用控室	
3 出席した委員	教 育 長 中 川 宣 芳 委 員 伊 藤 和 子 委 員 加 藤 由 美 委 員 野 中 亮 秀 委 員 古 田 重 紀	
4 欠席した委員	なし	
5 説明のため に出席した 職員	教 育 部 長 石 川 徹 健 康 生 き が い 支 え 合 い 推 進 部 長 入 江 慎 介 こども未来部長 鍛冶屋 勉 教 育 部 次 長 伊 藤 京 子 こども未来部次長 川 尻 卓 哉 教 育 総 務 課 長 小 川 正 夫 学校教育課長 安 部 美 早 恵 学 校 教 育 課 管 理 指 導 主 事 兼 主 幹 采 女 隆 一 学校教育課指導主事兼主幹 鈴 木 久 代 学 校 教 育 課 指 導 主 事 兼 主 幹 兼 学 校 教 育 I C T 推 進 室 主 幹 塚 本 真 也 学校教育ICT推進室長 櫻 井 晃 生 文 化 財 課 長 兼 小 牧 山 課 長 武 市 礼 子 文化・スポーツ課長 藤 田 伸 也 味 岡 市 民 セ ン タ ー 所 長 小 川 喜 世 子 東部市民センター所長 松 浦 正 記 北 里 市 民 セ ン タ ー 所 長 水 野 清 志 こども政策課長 伊 藤 加 代 子 幼 児 教 育 ・ 保 育 課 長 野 田 弘 幼児教育・保育課指導保育士 近 藤 江 里 子	
6 本委員会書記	教 育 総 務 課 庶 務 係 長 遠 山 史 織 教 育 総 務 課 庶 務 係 主 査 山 田 晶 尚	
7 議題	議案第49号 令和5年度教職員定期人事異動方針について 議案第50号 教育委員会規則の一部改正について 議案第51号 教育委員会規則の一部改正について 議案第52号 教育委員会規則の一部改正について 議案第53号 教育委員会規則の一部改正について 議案第54号 教育委員会規則の一部改正について 議案第55号 附属機関の委員の任命について	
8 報告及び連 絡事項	報告第1号 行政文書の開示について 連 絡 事 項 11・12月行事予定 報告第2号 行政文書の開示について 報告第3号 行政文書の開示について 報告第4号 行政文書の開示について 報告第5号 行政文書の開示について 報告第6号 行政文書の開示について 報告第7号 小牧市教育委員会名義使用申請(後援)の許可について 報告第8号 小牧市教育委員会名義使用申請(後援)の不許可について	

	報告第 9号 行政文書の開示について 報告第10号 第一幼稚園の認定こども園化の整備に係る開園予定日の変更について
--	--

<開会 午後 2時00分>

公開会議

○教育長（中川宣芳）

ただいまより令和4年第10回定例教育委員会を開催いたします。

本委員会にお二人の傍聴の申出がありましたので、ご報告をさせていただきます。

それでは、9月27日開催の令和4年第9回定例教育委員会の会議録及び10月4日開催の令和4年第4回臨時教育委員会の会議録につきましては、お手元にお示しのとおり、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、会議録は承認とさせていただきます。

続きまして、私から教育長報告をさせていただきます。

秋も深まってまいりました。過ごしやすい時期を迎えたと思えます。市内各小学校におきましては、この過ごしやすい時期に合わせて遠足、運動会等が計画され、児童の笑顔があふれる日々が続いているとの報告を受けています。

さらには、この10月を中心に就学時健康診断も実施され、次年度、学校に迎える新入生の就学に向けた準備も始まったところであります。

一方、各中学校におきましては、文化祭の時期を迎え、文化・芸術の様々な体験の場の準備に当たっているところであります。

また、学習面におきましては、そういった学校行事が一段落したところで、期末テストの準備期間に入ります。今年度から公立高等学校等の入試日程が早まりまして、例年より定期テストの時期も早まってきている状況にあります。中学3年生にとりましては、いよいよ本格的な進路決定に向けた取組が始まります。一人ひとりの生徒が自らの将来を見据えて、納得のいく進路決定がなされることを期待するばかりであります。

一方、新型コロナウイルスの感染状況は、こここのところ落ち着いた状況にあります。まだまだ安心することはできませんが、児童生徒の学校生活がこれまで以上に充実したものになることを願っています。

さらに、先日開催しました小牧市民まつりにおきましては、3年ぶりに小学校のパレード参加も行われ、多くの市民の皆様楽しいひとときを過ごしていただきました。こうしたイベントや各種の学びの場の提供が再開され始めたことに安堵する次第です。

いずれにしましても、新型コロナウイルス感染症が完全に収束したわけではありませんので、ウィズコロナの中で安心・安全に留意した潤いのある活動環境を整えていきたいと考えております。

私からの報告は以上であります。

次に、部長報告をお願いいたします。

石川教育部長。

○教育部長（石川徹）

それでは、私から2件報告をさせていただきます。

まず、市議会について報告をさせていただきます。

市議会第3回定例会の9月22日と10月3日に議会人事が行われました。議長に澤田勝己議員、副議長に河内伸一議員、教育委員会を所管いたします文教建設委員会の委員長に鈴木裕士議員、それから同副委員長に小島倫明議員、また福祉厚生委員会の委員長に石田知早人議員、同副委員長に熊澤一敏議員がそれぞれ就任をされております。

次に、小牧市小中学校長会及び小牧市教員組合から教育委員会に令和5年度予算に関する要望書、陳情書の提出がございました。本日、要望書の写しをお手元に配付させていただいております。よろしく願いいたします。

私からは以上です。

○教育長（中川宣芳）

ありがとうございました。

それでは議題に入ります。

まず、議案第49号「令和5年度教職員定期人事異動方針について」、事務局の説明を求めます。

伊藤教育部次長。

○教育部次長（伊藤京子）

ただいま議題となりました議案第49号「令和5年度教職員定期人事異動方針について」ご説明を申し上げます。

令和5年度教職員定期人事異動方針につきまして、教育委員会の議決を求めようとするものでございます。

その提出理由であります、令和5年度教職員定期人事異動の方針を定めるため必要があるからであります。

別冊1の1ページをお願いいたします。

令和5年度教職員定期人事異動を実施するに当たり、その方針及び実施要領を定めるものでございます。

まず、1. 方針についてであります。

令和5年度愛知県教育委員会の定期人事異動方針に基づいて実施するものといたしまして、（1）として、適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行うと共に、職務経験の多様化や効果的な人材育成をねらいとした配置を推進するなど、5項目にわたる定期人事異動方針を定めるものでございます。

続きまして、2. 実施要領についてでございます。

（1）管理職人事におきましては、①として、転任は原則として同一校勤務2年未満の者の異動及び校長、教頭の同時異動は行わないこと。また、②として昇任、③として降任

に関してそれぞれ定め、実施しようとするものでございます。

(2) 教員人事におきましては、①として、多様かつ豊富な教育的経験を得させるため、市町間、それから学校種別間の交流について配慮するなど5項目を定め、実施しようとするものでございます。

なお、県費負担学校事務職員及び学校栄養職員の人事異動方針につきましては、愛知県教育委員会の方針に準ずるとするものでございます。

2ページをお願いいたします。

愛知県教育委員会の令和5年度教職員定期人事異動方針。

3ページをお願いいたします。

令和5年度県費負担市町村立学校事務職員人事異動方針。

4ページをお願いいたします。

令和5年度県費負担市町村立学校栄養職員人事異動方針を添付いたしましたので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上で、議案第49号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○教育長（中川宣芳）

ただいま説明のありました議案第49号について、ご質問等がありましたら、お受けいたします。

いかがでしょうか。

はいどうぞ、古田委員。

○委員（古田重紀）

確認ですけれども、前年度の方針と何か大きく変わったところがあれば、参考に伺いたいのですけれど。

○教育長（中川宣芳）

采女主幹。

○学校教育課管理指導主事兼主幹（采女隆一）

前年度の教育方針と何か違った点はあるかというご質問をいただきました。

まず、本市におきましては、前年度の定期人事異動方針と変わるところはありません。

県においては、人事異動方針の文言が一部変更になったところがあります。しかし、その中身に基づいて考えた場合に、小牧市の人事異動方針については、前年度のものから変える必要がないと判断しております。

○教育長（中川宣芳）

ほかにごございますか。

よろしいでしょうか。

（発言なし）

それでは、議案第49号「令和5年度教職員定期人事異動方針について」は、原案どお

り可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第49号については、原案どおり可決することといたします。

次に、議案第50号「教育委員会規則の一部改正について」、議案第51号「教育委員会規則の一部改正について」、議案第52号「教育委員会規則の一部改正について」及び議案第53号「教育委員会規則の一部改正について」は関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

入江健康生きがい支え合い推進部長。

○健康生きがい支え合い推進部長（入江慎介）

それでは、議案の説明に入ります前に、議案第50号から議案第53号の規則改正をする経緯について、ご説明をさせていただきます。

現在本市では、新たに公共施設予約システムの構築を行っており、令和5年1月から稼働する予定であります。

この新予約システムでは、オンラインによる施設予約や使用料のキャッシュレス決済に対応するなど、施設予約の利便性の向上を目指しており、新予約システムの導入に併せて申請手続など、運用の見直しを図ることとしております。

このため、各施設における利用申請の時期や申請書の様式などの規定を改正しようとするものであります。

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第50号「教育委員会規則の一部改正について」であります。

この案を提出する理由であります。小牧市公民館の設置及び管理に関する条例の改正に伴い、必要があるからであります。

その内容は、小牧市公民館の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定についてであります。

続きまして、別冊2の2ページをお願いいたします。

2ページから5ページまでは、様式第1から様式第4までを改めようとするものであります。

続きまして、主な改正内容につきましては、新旧対照表でご説明をさせていただきますので、7ページをお願いいたします。

表の左側が現行規則、右側が改正後の規則案となっております。

なお、改正部分につきましては、下線表記しております。

それでは、8ページをお願いいたします。

第4条、右側の改正後の規則案、利用の手続であります。第2項の申請の受付時期を現行「利用日の属する月の6月前の月の初日から」を「市内に在住し、在勤し、又は在学

する者にあつては利用しようとする日の属する月の6月前の月の15日からとし、市内利用者以外の者にあつては利用日の属する月の5月前の月の初日からとする。ただし、教育委員会が別に定める方法により施設の利用の予約が承認されたとき又は教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない」に改めようとするものであります。

続きまして、9ページをお願いいたします。

表の左側、現行規則の第7条、使用料の還付の規定であります。さきの小牧市議会第3回定例会において、当該規定を条例で定めたため、規則から削除しようとするものであります。

続きまして、14ページをお願いいたします。

附則の1といたしまして、この規則は、令和5年1月1日から施行し、2といたしまして、「この規則の施行の際現に改正前の小牧市公民館の管理に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙（様式第1及び様式第3に限る。）は、改正後の小牧市公民館の管理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる」ものとするものであります。

その他、所要の規定の整備を行うものであります。

続きまして、議案第51号の説明をさせていただきますので、別冊から議案にお戻りいただきまして、3ページをお願いしたいと思います。

議案第51号「教育委員会規則の一部改正について」であります。

この案を提出する理由であります。小牧市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の改正に伴い、必要があるからであります。

その内容は、小牧市スポーツ施設の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定についてであります。

恐れ入りますが、別冊3の2ページをお願いいたします。

2ページから6ページまでは、様式第1及び様式第3から様式第5までを改めようとするものであります。

続きまして、主な改正内容につきまして、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

第4条の利用の許可等について、右側の改正後の規則案ですが、第1項で利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ当該施設の利用に係る必要な登録等を行わなくてはならない旨を規定し、10ページをお願いいたします。

第3項で申請の受付時期について、現行、「利用しようとする日の属する月の2月前の月の初日（さかき運動場のテニスコートにあつては、2月前の月の20日）」を「市内に在住し、在勤し、又は在学する者にあつては利用しようとする日の属する月の2月前の月の15日からとし、市内利用者以外の者にあつては利用日の6日前からとする。ただし、教育委員会が別に定める方法により施設の利用の予約が承認されたとき又は教育委員会が

特別の理由があると認めるときは、この限りでない」に改め、現行規則の同条第4項から第6項までを削除しようとするものであります。

15ページをお願いいたします。

附則の1といたしまして、この規則は、令和5年1月1日から施行し、2といたしまして、「この規則の施行の際現に改正前の小牧市スポーツ施設の管理に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙（様式第1及び様式第4に限る。）は、改正後の小牧市スポーツ施設の管理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる」ものとするものであります。

その他、所要の規定の整備を行うものであります。

以上で、議案第50号及び議案第51号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（中川宣芳）

伊藤教育部次長。

○教育部次長（伊藤京子）

続きまして、議案第52号の説明をさせていただきますので、別冊から議案にお戻りいただきまして、4ページをお願いいたします。

議案第52号「教育委員会規則の一部改正について」であります。

この案の提出理由であります。小牧市創垂館の設置及び管理に関する条例の改正に伴い、必要があるからであります。

その内容は、小牧市創垂館の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定についてであります。

恐れ入りますが、別冊4の2ページをお願いいたします。

2ページから5ページまでは、様式第1から様式第4までを改めようとするものであります。

続きまして、主な改正内容につきまして、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

第4条、利用の許可等であります。第4項の申請の受付時期を現行「利用日の属する月の3月前の月の初日から」を「市内に在住し、在勤し、又は在学する者にあつては、利用しようとする日の属する月の3月前の月の15日からとし、市内利用者以外の者にあつては利用日の属する月の2月前の月の初日からとする。ただし、教育委員会が別に定める方法により施設の利用の予約が承認されたとき又は教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない」に改めようとするものであります。

続きまして、13ページをお願いいたします。

附則の1といたしまして、この規則は、令和5年1月1日から施行し、2といたしまして、「この規則の施行の際現に改正前の小牧市創垂館の管理に関する規則の規定に基づい

て作成されている用紙（様式第1及び様式第3に限る。）は、改正後の小牧市創垂館の管理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる」ものとするものであります。

その他、所要の規定の整備を行うものであります。

以上で、議案第52号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長（中川宣芳）

川尻こども未来部次長。

○こども未来部次長（川尻卓哉）

それでは、続きまして、こども未来部が所管する小牧市青年の家について、ご説明させていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第53号「教育委員会規則の一部改正について」であります。

この案の提出理由であります。小牧市青年の家の設置及び管理に関する条例の改正に伴い、必要があるからであります。

その内容は、小牧市青年の家の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定についてであります。

主な改正内容につきましては、別冊5の1ページをお願いいたします。

先ほどの議案と同様に令和5年1月から稼働予定の新たな公共施設予約システムの導入に伴う利用申請の時期や申請手続の見直しになります。

別冊5の2ページから5ページまでは、様式第1から様式第4までの様式の見直しになります。

別冊5の6ページをお願いいたします。

1といたしまして、この規則は、令和5年1月1日から施行し、2といたしまして、様式の改正に伴う経過措置を定めるものであります。

参考としまして、別冊5の7ページから14ページに新旧対照表を添付しております。

以上で、議案第53号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長（中川宣芳）

ただいま説明のありました議案第50号、議案第51号、議案第52号及び議案第53号について、ご質問等がありましたら、お受けいたします。

いかがでしょうか。

伊藤委員。

○委員（伊藤和子）

今ご説明いただいた申請の受付時期ですが、2月前とか3月前、6月前と利用する施設で違うので当然のことかとは思いますが、利用する方に見れば、その事前予約の月数が違うというところに引っかかりがあって、覚えにくいということもあります。何か理

由があれば、教えていただけたらと思います。

○教育長（中川宣芳）

4つの議案にまたがっておりますので、どなたか代表でお願いします。
藤田文化・スポーツ課長。

○文化・スポーツ課長（藤田伸也）

利用申請の受付時期に、それぞれの施設で差があるという点でございます。
受付時期を2月前と定めているものにつきましては、スポーツ施設が主なものになっております。スポーツ施設につきましては、それぞれの利用実態から、おおよそ2か月程度前で予約が確定できれば、テニスコートであったり野球場であったり体育館は、利用者側で調整ができるのですが、文化施設の大きな講堂など、大規模な大会や催しを開くような施設につきましては、利用者の方ももう少し前に利用を確定させる必要があるということで、受付時期を分けてございます。

○教育長（中川宣芳）

よろしいでしょうか。

○委員（伊藤和子）

はい。ありがとうございます。

○教育長（中川宣芳）

ほかにはございますか。
野中委員。

○委員（野中亮秀）

利用の申請の受付時期の改正なのですけれど、今までは市内在住、在勤、市外の方は、統一して同じだったが、市内在住、在勤の方が早くから予約できるようにするというところでよろしいですかね。

これは、何か市民の方からご意見、ご要望等があって、変更があったのかどうかを教えてくださいたいのですが。

○教育長（中川宣芳）

藤田文化・スポーツ課長。

○文化・スポーツ課長（藤田伸也）

市内に在住の方、在勤の方、在学の方と、それ以外の市外の方で利用申請の受付時期に差を設けるという点でございます。

こちらにつきましては、委員がおっしゃるとおり、以前から市民の方なのに、なかなか市内の公共施設が利用できないという声を大変多くいただいておりまして、今回のシステムの更新を機に市内の方が、優先的に本市の公共施設を利用できるような運用に改めようとするものでございます。

○教育長（中川宣芳）

よろしいですか。

○委員（野中亮秀）

はい、ありがとうございます。

○教育長（中川宣芳）

ほかにございますか。

（発言なし）

それでは、議案第50号「教育委員会規則の一部改正について」、議案第51号「教育委員会規則の一部改正について」、議案第52号「教育委員会規則の一部改正について」及び議案第53号「教育委員会規則の一部改正について」は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議がないようですので、議案第50号、議案第51号、議案第52号及び議案第53号については、原案どおり可決することといたします。

次に、議案第54号「教育委員会規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。
伊藤教育部次長。

○教育部次長（伊藤京子）

ただいま議題となりました議案第54号につきまして、提案理由とその内容について、ご説明を申し上げます。

別冊5の次の6ページをお願いいたします。

議案第54号「教育委員会規則の一部改正について」であり、改正しようとする規則は、小牧市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則であります。

この案の提出理由であります。小牧市公民館、小牧市スポーツ施設、小牧市創垂館及び小牧市青年の家の利用許可に関する申請等について、電子情報処理組織を使用する方法により行わせるために必要な事項を定める必要があるからであります。

主な改正内容につきましては、新旧対照表でご説明をさせていただきますので、8ページをお願いいたします。

令和3年度の規則制定時は、図書館施設の利用許可に関する申請等について、これまでの書面等に加え、電子申請等もできるよう決めました。

今回は、先ほど議題になりました小牧市公民館、小牧市スポーツ施設、小牧市創垂館及び小牧市青年の家を追加し、同様に施設の利用許可に関する申請等について、電子申請等もできるよう改正しようとするものであります。

あわせて、教育委員会からの許可の処分通知等についても、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法でできるようにするものであります。

以上で説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○教育長（中川宣芳）

ただいま説明がありました議案第54号について、ご質問等がありましたら、お受けいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(発言なし)

それでは、議案第54号「教育委員会規則の一部改正について」は、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第54号については、原案どおり可決することといたします。

次に、議案第55号「附属機関の委員の任命について」、事務局の説明を求めます。

伊藤教育部次長。

○教育部次長（伊藤京子）

ただいま議題となりました議案第55号につきまして、提案理由とその内容について、ご説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

議案第55号「附属機関の委員の任命について」であります。

この案の提出理由であります。附属機関の委員の任命について必要があるからであり、その附属機関の委員は、小牧市通学区域審議会委員であります。

その内容につきましては、名簿でご説明をさせていただきますので、11ページをお願いいたします。

この委員の名簿中、市議会議員の異動がございましたので、太字で記載してあります3名の委員を任命しようとするものでございます。

任期は、副議長は令和4年9月22日から令和5年3月31日まで、文教建設委員長及び文教建設副委員長は令和4年10月3日から令和5年3月31日まででございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○教育長（中川宣芳）

ただいま説明がありました議案第55号について、ご質問等がありましたら、お受けいたします。

いかがでしょうか。

よろしいですか。

(発言なし)

それでは、議案第55号「附属機関の委員の任命について」は、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、それでは議案第55号については、原案どおり可決することといたします。

続きまして、報告・連絡事項に入ります。

初めに、教育総務課、お願いいたします。

小川教育総務課長。

○教育総務課長（小川正夫）

それでは、報告第1号「行政文書の開示について」であります。

資料はございません。

9月14日付けで市内在住の方から、学校教育長（中川氏）の待遇、定年なし、報酬、給料、1か月の出勤日数等の開示請求がございました。この開示請求に対しましては、法律や条例で定められている内容であるため、不開示の決定を行いまして、9月21日付けで請求者の方に通知をいたしました。

続きまして、連絡事項「11・12月行事予定」であります。

12ページをお願いいたします。

11月の予定です。

10日木曜日は、全国都市教育長協議会理事会が田中田村町ビルで開催されます。

14日月曜日は、午後2時から定例の教育委員会を301会議室で、午後3時から教育懇談会を601会議室で開催いたします。

15日火曜日は、全国史跡整備市町村協議会臨時会がホテルニューオオタニで開催されます。

13ページをお願いいたします。

17日木曜日は、東海北陸都市教育長協議会役員会が富山県射水市で開催されます。

30日水曜日は、本会議の招集日となっております。

14ページをお願いします。

12月の予定です。

8日、9日、12日と本会議が開催されます。

14日水曜日は、福祉厚生委員会、福祉厚生分科会が開催されます。

15日木曜日は、文教建設委員会、文教建設分科会が開催されます。

15ページをお願いいたします。

16日金曜日は、午後2時から定例の教育委員会を601会議室で、午後3時30分から総合教育会議を601会議室で開催いたします。

20日火曜日は、本会議の最終日となっております。

23日金曜日は、小中学校、第一幼稚園の2学期の終業式となっております。

11月・12月につきましては、記載のとおり文化・芸術・スポーツに関する催しが多数ございます。また、学校訪問につきましても継続して行います。

11月・12月の行事予定は以上であります。

以上で報告・連絡事項とさせていただきます。

○教育長（中川宣芳）

次に、学校教育課、お願いします。

安部学校教育課長。

○学校教育課長（安部美早恵）

それでは、報告第2号、報告第3号、報告第4号、報告第5号、報告第9号「行政文書の開示について」でございます。

こちらの5件につきましては同一案件でございますので、併せて報告させていただきます。

こちらについて資料はございません。

令和4年9月7日付けで市外在住の方から、自治体が契約している保険証券のコピーの開示請求がございました。

令和4年9月20日付けで個人情報等を除いた一部開示の決定をいたしまして、請求者の方に通知をいたしました。

学校教育課からの報告は以上です。よろしくお願ひいたします。

○教育長（中川宣芳）

次に、文化・スポーツ課、お願いします。

藤田文化・スポーツ課長。

○文化・スポーツ課長（藤田伸也）

それでは、報告第6号の「行政文書の開示について」でございます。

資料はございません。

同一の市外在住の方より、令和4年9月8日付けで3件、9月20日付けで1件、小牧市温水プールの指定管理に係る基本協定書等についての開示請求がございました。

9月8日付けの開示請求につきましては、9月16日付けで1件を開示、1件を一部開示、1件を不開示決定し、請求者に通知をいたしました。

また、9月20日付けの開示請求につきましては、9月26日付けで不開示決定を通知いたしました。

続きまして、小牧市教育委員会名義使用の許可について、2件ご報告をさせていただきます。

16ページをお願いいたします。

報告第7号で、夢チャレンジっ子よりピニャータ体験ワークショップについて、後援名義使用の申請があったものであります。

その内容は、異文化体験及び年齢や性別を超えたコミュニケーションを図ることを目的として、メキシコ伝統文化ピニャータの実物作成を行うものであり、後援名義使用を許可

したものであります。

続きまして、17ページをお願いいたします。

報告第8号で、JPCスポーツ教室小牧中央店より、JPCスポーツ祭りの後援名義使用の申請があったものであります。

その内容は、体幹遊び、体幹トレーニングの体験を行っていただくものですが、催事の内容を総合的に勘案した結果、不許可とさせていただいたものであります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○教育長（中川宣芳）

次に、幼児教育・保育課、お願いします。

野田幼児教育・保育課長。

○幼児教育・保育課長（野田弘）

それでは、幼児教育・保育課から1件ご報告をさせていただきます。

報告第10号「第一幼稚園の認定こども園化の整備に係る開園予定日の変更について」であります。

資料はございません。

令和4年8月18日に開催されました令和4年第8回定例教育委員会において、「第一幼稚園と大山保育園の統合及び認定こども園としての整備検討について」、令和8年4月の開園を目指して、第一幼稚園の認定こども園化を進めていく旨をご報告させていただきました。

この事業を進めるに当たり、建設工事期間となる令和6年度からの2年間は仮園舎での運営となり、現在の3歳児であります年少クラスの児童は、年長クラスに進級したときの1年間は仮園舎での生活となります。

この計画について、在園児の保護者に事前にご案内するとともに、在園児への配慮については、市としても重視すべきと考え、開園時期を1年先送りすることも視野に入れ、令和4年10月6日、第一幼稚園の保護者を対象に説明会を開催いたしました。

市からの説明に対し、保護者からは、仮園舎での生活は影響が大きい。入園時に想定しておらず、既に在園している園児への配慮として工事、開園を1年延期してほしいとのご意見を多くいただき、再度、慎重に検討した結果、開園時期を1年先送りし、令和9年4月に変更することを決定いたしました。

これにより、現在の在園児は、皆、現園舎で卒園することになります。なお、第一幼稚園の認定こども園化や園舎の建て替え、この計画を含めた市全体の保育環境の整備は、緊急性の高い事業であり、建設工事と開園の先送りは1年が限度であると考えています。

したがって、これから第一幼稚園に入園を希望される保護者の皆様には、お子様の仮園舎での生活など影響がありますので、今後の入園案内に併せて十分にご説明し、ご理解をいただいた上で入園いただくよう進めております。

この第一幼稚園の認定こども園化に向けた事業の内容については、できる限り速やかにお示しし、在園児の保護者の皆様のご理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。報告は以上です。

○教育長（中川宣芳）

報告・連絡事項は以上であります。何かご意見、ご質問はありますでしょうか。いかがでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤由美）

第一幼稚園の開園時期の件ですけれども、令和8年にすると決められた時に、今ご説明があったようなことは、想定外だったのでしょうか。

○教育長（中川宣芳）

野田幼児教育・保育課長。

○幼児教育・保育課長（野田弘）

在園児への影響については、事業計画の当初から年次計画を立てていく中で想定できた範囲でございます。

当初は、緊急性を一番に考えまして建て替え、そして大山保育園との統合を盛り込んだ計画としたために令和8年4月といたしましたが、再度慎重に検討した結果、令和9年4月にすることで在園児への影響がなくなるため、開園時期を1年先送りすると決定しました。

○教育長（中川宣芳）

よろしいでしょうか。

○委員（加藤由美）

ありがとうございます。

○教育長（中川宣芳）

ほかにごございますか。

（発言なし）

それでは、報告・連絡事項を含めて、ほかにご発言はありますでしょうか。

よろしいですか。

（発言なし）

ほかにご発言もないようですので、令和4年第10回定例教育委員会をこれにて閉会といたします。お疲れさまでした。

<閉会 午後 2時42分>

署 名 欄

教育長

委員

委員

委員

委員

作成職員